



令和4年2月15日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 個人市民税・県民税

# 簡易な方法により申告期限の延長を申請できます

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、令和4年3月15日の申告期限までに申告が困難となる場合が考えられます。こうした状況を踏まえ、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市（豊橋税務署管内の4市）は、令和4年度分市民税・県民税の申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告が困難な方については、令和4年4月15日までの間、申告期限の延長を申請することができるようにしました。

なお、市民税・県民税の申告書は郵送で提出することもできます。希望する方には、申告書を送付しますのでお問い合わせください。

### ○申告期限延長手続の具体的な方法

期限後に申告が可能となった時点で、申告書の上部の余白に、「新型コロナウイルスによる申告期限延長」と記載して各市の市民税担当課へ提出してください。

<豊川市の例>

令和4年度 市民税・県民税申告書		豊川市長あて 令和 年 月 日 提出	※職員整理欄
(令和3年1月1日～令和3年12月31日の所得内容)		[番号]マ 通票/未[本人]マ 免保在 他/未	[税変]増/減/無 [依頼]証 保年 介 福 子 ( )
		整理番号	台帳番号
<b>新型コロナウイルスによる申告期限延長</b>		現住所	
		令和 年1月1日現在の住所	

3月16日以降に申告書を提出された場合には、当初の税額決定通知書に申告内容を反映できない場合がありますのでご了承ください。その場合には、税額変更通知書を送付します。

	税額決定通知書	税額変更通知書
給与特別徴収	5月中旬送付予定	6月中旬以降送付予定
普通徴収、年金特別徴収	6月中旬送付予定	7月中旬以降送付予定

### 【各市お問合せ先】

豊川市役所 市民税課 0533-89-2129 / 豊橋市役所 市民税課 0532-51-2200  
蒲郡市役所 税務課 0533-66-1116 / 田原市役所 税務課 0531-23-3509

### 所得税の申告相談について

国税庁は、所得税の確定申告の期限を令和4年4月15日までの間、簡易な方法により延長を申請することができますが、4市の会場で行う所得税の申告相談は、令和4年3月15日で終了します。

【お問合せ先】 豊川市役所 総務部 市民税課 今泉・大澤  
TEL:0533-89-2129 Eメール: shiminzei@city.toyokawa.lg.jp